

令和3年5月24日

大学電気系教員協議会  
会員教室 殿

大学電気系教員協議会  
幹事大学実行委員会委員長  
広島工業大学  
工学部 電子情報工学科  
小池 正記

### 令和3年度 大学電気系教員協議会 総会および大学電気工学教育研究集会の開催案内

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。本年度は、広島工業大学 工学部 電子情報工学科が大学電気系教員協議会（以後、協議会と呼ぶ）の幹事教室を引き受けました。今年も国内でのCOVID19（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大を鑑み、オンラインでの協議会総会および大学電気工学教育研究集会の実施を計画いたしましたので、ご案内申し上げます。

研究集会の内容は、現在オーガナイザ教室にて準備中です。昨年度と同様にアンケート調査を実施いたします。集計結果は総会にてご報告させていただきますので、6月21日までにご回答いただけますようご協力をお願い申し上げます。大会当日は、貴会員教室の参加による積極的な討論を期待いたします。詳細につきましては令和三年度 大学電気系教員協議会 HPにて公開予定です。

なお、会則に定められている令和3年度の会費（10,000円）につきましても、別紙請求書の要領にてご入金下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。請求書等には、宛名や会員番号が記入されておりませんので、必要に応じてご自身での記入をお願いいたします。なお、この様式以外の請求書等が必要な場合は、ご指定の請求書を下記電子メールに添付ファイル(PDF, Word, Excel等)でお送り下さい。

広島工業大学 工学部 電子情報工学科 新1号館9階907号室  
(大学電気系教員協議会会計担当 升井義博)  
〒731-5193 広島県広島市佐伯区三宅2丁目1-1  
電子メール: r3dkcom@cc.it-hiroshima.ac.jp

## 大 学 電 気 系 教 員 協 議 会 会 則

- 第1条 本会は大学電気系教員協議会と称する。
- 第2条 本会は大学の電気工学教室・通信工学教室・電子工学教室・情報工学教室及びこれに相当する教室相互の緊密な連絡を図り、工学教育の改善振興に資することを目的とする。
- 第3条 前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- (1) 工学教育に関する研究とその成果の普及
  - (2) 教室間の相互援助
  - (3) 海外の工学教育に関する調査ならびに紹介
  - (4) 相互の意見交換
  - (5) 教員研修の助成
  - (6) 他の機関団体との折衝
  - (7) その他必要な事項
- 第4条 本会は文部科学省その他関係方面との緊密な連絡の下に運営するものとする。
- 第5条 本会は4年制大学の電気工学教室・通信工学教室。電子工学教室・情報工学教室等及びこれに相当する大学院研究科前期(修士)課程又は後期(博士)課程の専攻の教室をもつて構成する。(以下これを「会員教室」という。)
- 第6条 本会には幹事大学を置き、本会に必要な事務を担当する。幹事大学は会員教室の互選により決定する。幹事大学の任期は1年とする。ただし、重任は妨げない。
- 第7条 本会の代表者は幹事大学において、その会員教室の教員中から選ぶ。
- 第8条 本会は年に1回以上総会を開くものとする。総会は幹事大学がこれを召集する。会員教室10以上からの申し出があるときは総会を開かなければならない。
- 第9条 本会の経費は会費その他によりまかなう。
- 第10条 会費は会員教室が負担し、年額1万円とする。
- 第11条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 本会則を変更しようとするときは、総会において会員教室の3分の2以上の出席を要し、かつ出席した会員教室の3分の2以上の同意を得るものとする。

諒解事項 大学院の電気系教員は第5条にいう教室の構成員とみなす。

付 則 本会則は昭和25年8月10日から有効とする。

(昭和27年5月6日改正)(昭和40年7月20日改正)(昭和43年7月18日改正)  
(昭和44年7月14日改正)(昭和48年7月12日改正)(昭和53年7月18日改正)  
(昭和56年7月23日改正)(平成8年7月18日改正)(平成13年7月26日改正)  
(平成16年7月22日改正)(平成21年7月11日改正)(平成27年8月3日改正)